

1 農業集落排水事業の概要

農業集落排水事業は、農村集落内の生活環境改善と公共用水域の水質保全を目的として、昭和58年に農林水産省において創設されました。

本市においては、昭和62年から「平須」地区の整備に着手し、「下入野」、「飯富」、「上国井」、「大場森戸」、「加倉井」、「藤井岩根成沢」地区の整備を完了させました。その後、内原町との合併により「大足」、「宿場古屋」、「筑地赤尾関」地区を加えるとともに、「金谷」地区の農村下水道を編入、さらに平成24年度末には、「下大野上大野」、「内原北部」地区の整備が完了し、13地区を供用することとなりました。

平成30年度には、老朽化が著しく維持管理に支障をきたしていた「金谷」地区を隣接する「加倉井」地区に統合し、現在12地区の処理施設が供用しており、適正な維持管理を図りながら水質保全に努めています。

また、施設の老朽化による処理機能の低下が見られる地区については、処理施設の機能強化事業が行われました。

平成14年度には、「平須」地区で事業採択を受け、平成15～18年度に処理方法の変更を行うための改築工事を行い、計画人口を1,210人から2,130人としました。

平成24年度には、「下入野」地区で事業採択を受け、平成25年度に処理方法の変更を行うための改築工事を行いました。

平成29年度には、「宿根古屋」地区で事業採択を受け、令和元年度に処理方法の変更を行うための改築工事を行い、将来人口を考慮し、計画人口を1,000人から650人としました。

さらに、令和元年10月に上陸した台風19号によって、本市の農業集落排水施設も甚大な被害を受けました。「飯富」地区においては、処理場及び中継ポンプ施設8箇所、「藤井岩根成沢」地区においては、中継ポンプ施設12箇所が浸水によって使用不能となる被害を受け、令和元～2年度にかけて災害関連農村生活環境施設復旧事業が行われました。

令和5年度からは、地方公営企業法の全部適用を行い、公営企業会計移行するとともに、公共下水道と一体的な経営を行い、効率化・広域化を推進している。

2 処理施設の概要

地区の名称	計画区域		処理施設			
	面積 (ha)	人口 (人)	場 所	処 理 方 法	計画汚水量 (m ³ /日)	供用開始
平須	68	2,130	平須町 547-7	協会型膜分離活性汚泥方式 2 系列 JARUS 型	576	平成 3 年
下入野	31	640	下入野町 1215	連続流入間欠ばっ気方式 1 系列 JARUS-XIV G 型	173	平成 6 年
飯富	122	2,200	飯富町 4959-2	流量調整槽前置回分方式+接触 ばっ気+砂濾過施設 2 系列 JARUS-X I 型	594	平成 7 年
上国井	75	1,400	上国井町 833-1	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	378	平成 10 年
大場森戸	60	1,270	大場町 2200-1	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	343	平成 10 年
加倉井	83	1,610	加倉井町 312-3	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	435	平成 12 年
藤井岩根成沢	91	2,420	藤井町 2645	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	654	平成 20 年
下大野上大野	131	2,000	下大野町 1797	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	540	平成 23 年
大足	42	1,050	大足町 1830-2	流量調整槽前置嫌気性ろ床併 用接触ばっ気方式+砂濾過施設 2 系列 JARUS-III 型	284	平成 3 年
宿根古屋	45	650	鯉淵町 7520	最初濾過槽を前置した連続 流入間欠ばっ気方式 1 系列 JARUS-XIV R 型	176	平成 7 年
筑地赤尾関	75	1,050	赤尾関町 746-5	流量調整槽前置回分式活性汚 泥方式 2 系列 JARUS-X II G 型	284	平成 14 年
内原北部	48	1,350	有賀町 2471、2472 の一部	流量調整槽前置回分式活性汚 泥方式 2 系列 JARUS-X II G 型	365	平成 25 年

処理場数：13 箇所、中継ポンプ施設 200 箇所、管路延長：約 185km

【令和 7 年度末普及率(農業集落排水)】

(R 8. 3.31 現在)

住民基本台帳人口(人)	整備人口(人)	水洗化人口(人)	普及率(%)	水洗化率(%)
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/B)
265,844	8,662	7,835	3.3	90.5

3 農業集落排水処理施設使用料

農業集落排水処理施設使用料は平須地区の供用開始に併せて使用料賦課制度として、定額制（基本料金＋人員割料金）を採用してきましたが、令和 5 年度に地方公営企業法の適用と、将来的な公共下水道への接続を見据えて、使用料体系を定額制から従量制に改め、公共下水道使用料と同じ使用料設定としました。また、使用料体系が大きく変更されたことから、この変更により使用料負担額が増額となる世帯に対して、令和 7 年度までの激変緩和措置を講じています。

【農業集落排水処理施設使用料の変遷】

期 間	一 般 用		一 般 営 業 用		業 務 用		公 共 用	
	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)
平成3年度から 平成6年度まで	1,500	300	3,000	200	3,000	200		
平成7年度から 平成16年度まで	1,500	300	3,000	200	3,000	200	3,000	200
平成17年度から 平成20年度まで	1,500	400	3,000	300	3,000	300	3,000	300
平成21年度から 平成24年度まで	1,500	450	3,000	400	3,000	400	3,000	400
平成25年度	1,800	450	3,000	400	3,000	400	3,000	400
平成26年度から 平成27年度まで	1,850	460	3,080	410	3,080	410	3,080	410
平成28年度から 令和元年9月まで	2,050	460	3,200	460	3,200	460		
令和元年10月から 令和4年度まで	2,090	470	3,260	470	3,260	470		
令和5年度以降	公共下水道使用料と同じ							

4 新規負担金

施設の供用が開始された後に新規に加入する方には、上下水道事業管理者の新規使用認定を受け、各地区の新規負担金を納入していただきます。

また、取付管及び公共ますの設置に要する費用は、認定を受ける方に負担していただきます。なお、設置後はその施設を市へ寄付していただくことによって、市が維持管理を行うことになります。

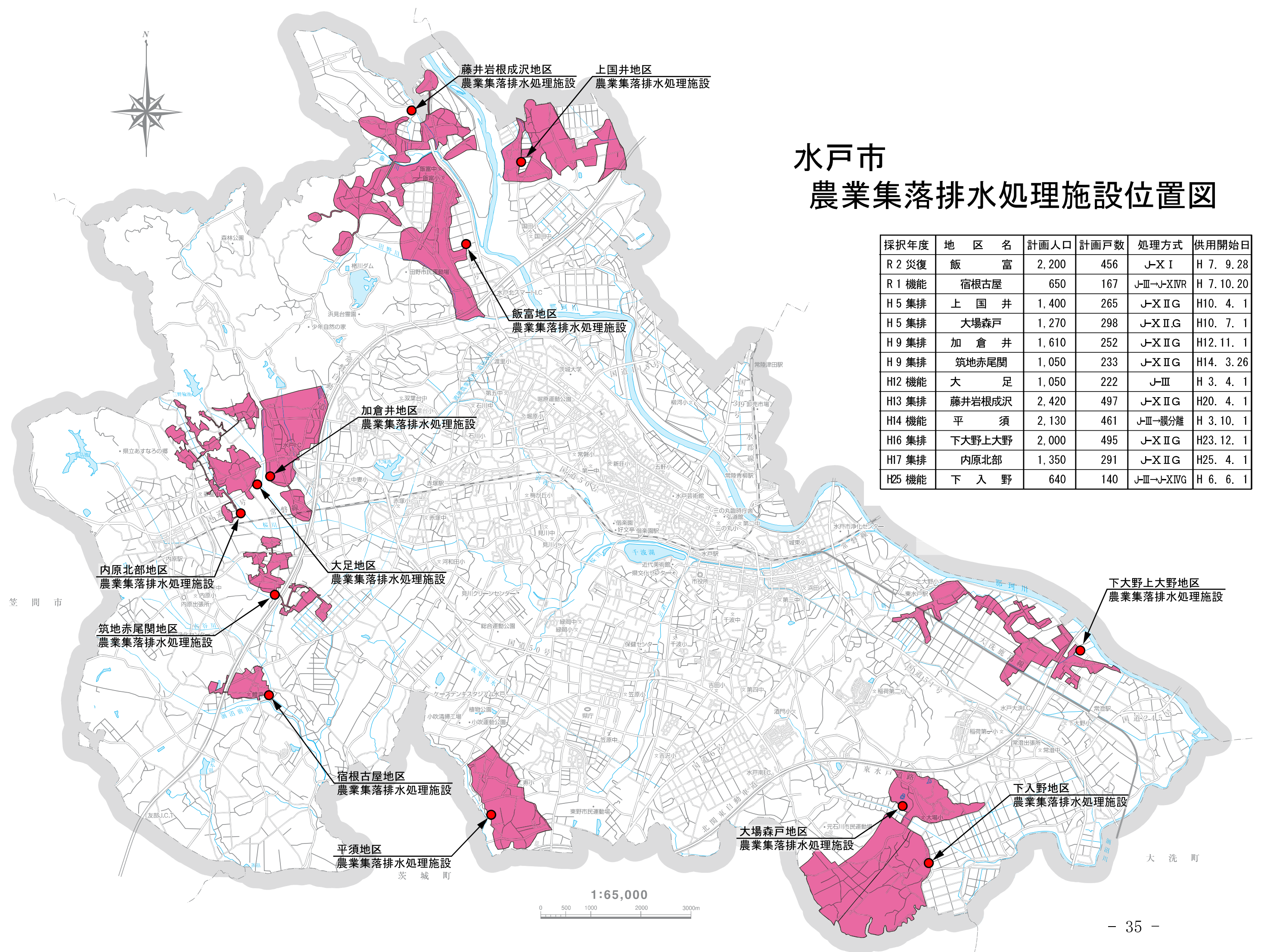
【各地区の新規負担金額】

区 分	負担金の額 (円) (建築物1戸につき)
平須地区農業集落排水処理施設	200,000
下入野地区農業集落排水処理施設	100,000
飯富地区農業集落排水処理施設	130,000
上国井地区農業集落排水処理施設	200,000
大場森戸地区農業集落排水処理施設	200,000
加倉井地区農業集落排水処理施設	200,000
藤井岩根地区農業集落排水処理施設	200,000
下大野上大野地区農業集落排水処理施設	270,000
大足地区農業集落排水処理施設	120,000
宿根古屋地区農業集落排水処理施設	189,000
筑地赤尾関地区農業集落排水処理施設	300,000
内原北部地区農業集落排水処理施設	230,000

5 今後の方針

農業集落排水事業は、処理区域内人口の減少、処理施設の老朽化、維持管理費の増大など、近年、農業集落排水施設を取り巻く社会状況は大きく変化しており、より効率的、効果的で持続可能な事業運営が求められています。そのため、汚水処理施設の統廃合等により既存施設を有効活用した効率的な事業運営を推進することにより、持続可能な生活排水処理を実現していく必要があります。

こうしたなか、令和5年3月に茨城県が改定した「生活排水ベストプラン」では、汚水処理施設の統廃合等に関する「広域化・共同化計画」が策定され、本市の農業集落排水事業は公共下水道へ接続する方針としました。しかし、統合する時期については、短期（令和5年～9年度）から長期（令和15～34年度）の計画としていることから、機能診断調査や最適整備構想に基づき、既存施設の劣化状況を適切に把握するとともに、更新が必要と見込まれる施設については、重要度や緊急度に応じて必要最小限の維持管理に努め、効率的な事業運営を行っていきます。



下水道事業会計決算の推移（平成27年度企業会計開始から）

〔収益の収入〕

（単位：千円）

	平成27年度 （決算）	平成28年度 （決算）	平成29年度 （決算）	平成30年度 （決算）	令和元年度 （決算）	令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算）	令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算）	令和6年度 （決算）	令和7年度 （決算見込）	令和8年度 （当初予算）
1 下水道事業収益	9,068,587	9,172,454	9,362,751	8,998,655	9,171,714	9,055,881	8,876,786	9,001,412	9,462,513	9,580,092	9,548,724	9,727,763
1 営業収益	4,702,355	4,830,011	4,198,368	4,286,086	4,381,766	4,353,940	4,379,735	4,407,959	4,513,588	4,557,140	4,595,878	4,595,653
2 営業外収益	4,366,212	4,341,250	5,041,782	4,712,569	4,789,948	4,701,925	4,497,015	4,528,314	4,948,594	5,022,605	4,952,825	5,132,110
3 特別利益	20	1,193	122,601	—	—	16	36	65,139	331	347	21	—

〔収益の支出〕

1 下水道事業費	8,942,937	8,940,741	9,110,366	8,755,559	8,680,803	8,672,638	8,474,767	8,617,331	9,018,221	9,130,906	9,174,227	9,590,300
1 営業費用	6,910,333	7,065,021	7,319,772	7,116,193	7,200,066	7,286,607	7,191,990	7,421,381	8,027,342	8,227,914	8,314,527	8,676,290
2 営業外費用	1,986,745	1,863,658	1,720,122	1,638,429	1,478,347	1,384,301	1,273,711	1,114,288	980,009	897,831	859,573	909,219
3 特別損失	45,859	12,062	70,472	937	2,390	1,730	9,066	81,662	10,870	5,161	127	1,373
4 予備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	3,418

〔資本の収入〕

1 資本の収入	6,144,423	5,088,707	5,946,793	5,671,114	5,837,351	5,431,187	5,525,753	4,736,355	5,722,238	5,150,794	4,868,560	6,806,571
1 企業債	3,074,000	2,563,200	3,069,900	2,749,100	2,993,400	2,810,300	2,633,600	2,285,700	2,655,100	2,452,400	2,662,100	4,123,200
2 他会計出資金	822,351	911,455	785,754	847,020	664,362	769,579	828,927	720,352	1,047,405	1,019,912	665,372	16,956
3 国庫補助金	1,668,509	968,500	1,368,792	1,249,450	1,424,584	1,118,037	1,292,436	935,127	1,250,559	934,751	847,554	2,114,063
4 県補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	3,957	2,432	—	—
5 負担金及び分担金	579,563	645,552	722,347	825,544	754,986	733,213	770,780	783,592	765,217	741,299	693,534	552,351
6 固定資産売却代金	—	—	—	—	19	58	10	11,584	—	—	0	1

〔資本の支出〕

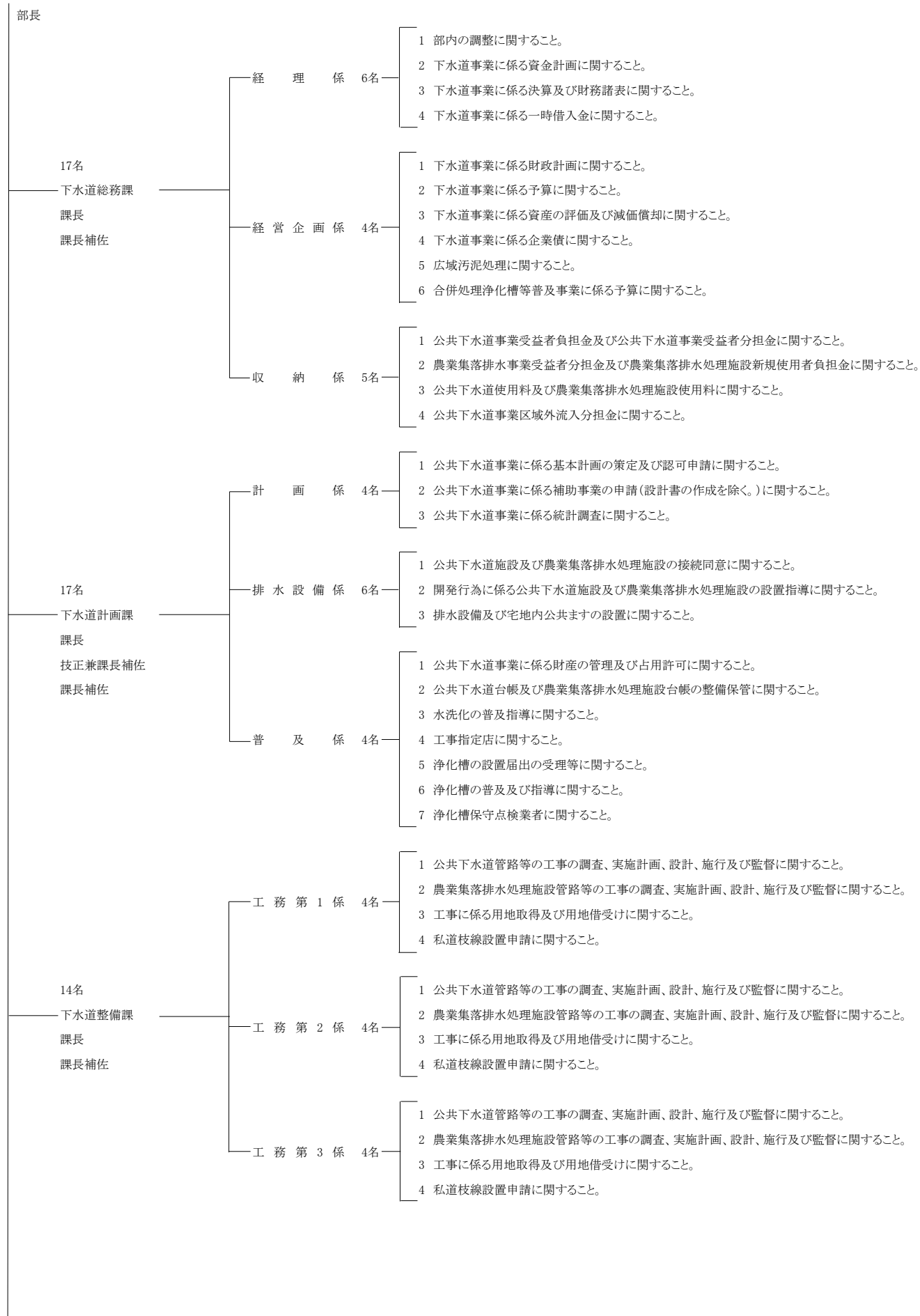
1 資本の支出	9,482,392	8,837,865	9,683,233	9,416,304	9,959,659	9,486,424	9,616,795	8,904,937	9,727,023	9,183,195	8,947,713	10,980,700
1 建設改良費	4,354,299	3,515,501	4,204,803	3,774,502	4,279,397	3,802,068	3,865,508	3,165,251	3,831,890	3,416,214	3,554,412	5,876,662
2 資産購入費	2,327	1,835	48	1,497	2,277	1,070	1,343	1,929	359	1,646	5,825	4,334
3 企業債償還金	5,125,766	5,320,529	5,478,382	5,640,305	5,677,985	5,683,286	5,749,944	5,737,757	5,894,774	5,765,335	5,387,476	5,096,328
4 予備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	3,376

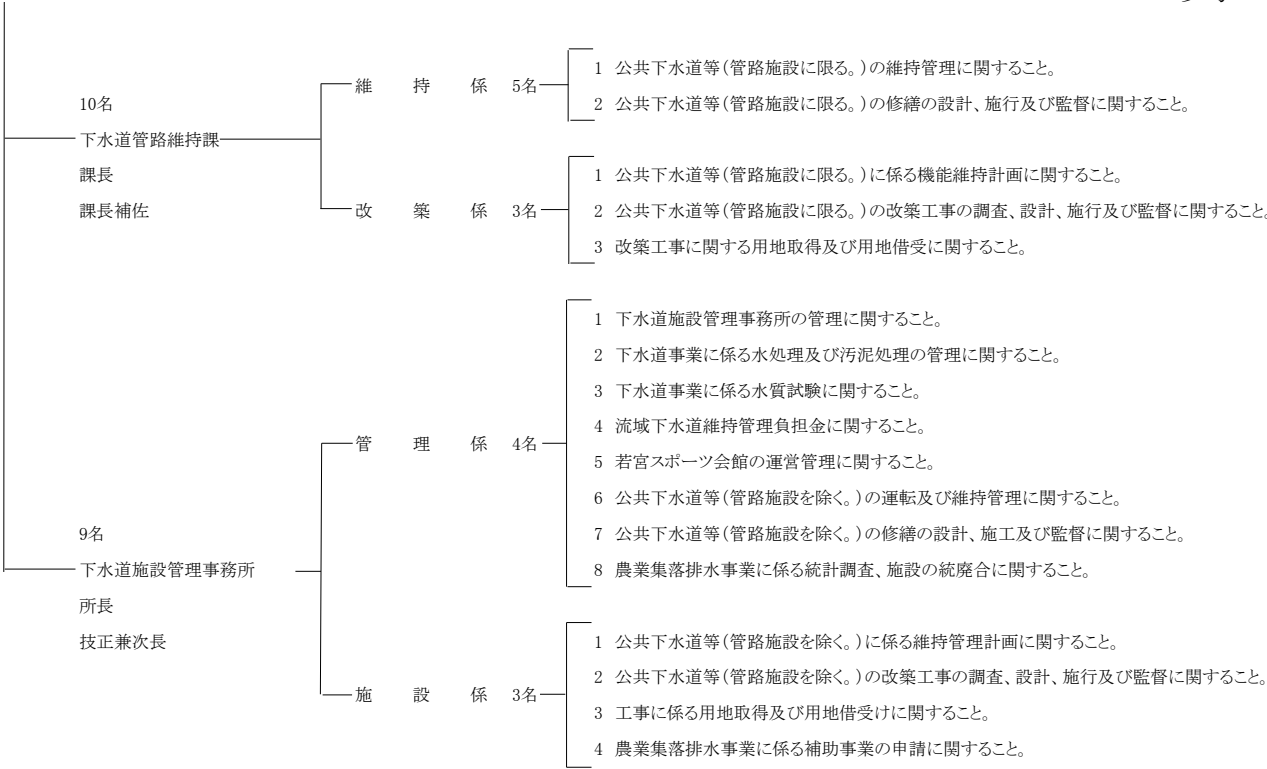
< 参 考 >

下水道部組織表（R8. 4. 1現在）

68名

下 水 道 部





水戸市公共下水道事業の経緯

年	月	項目
昭和 28 年		公共下水道事業に着手
昭和 44 年		水戸市浄化センターの建設に着手
昭和 49 年	7月	水戸市浄化センターの供用開始
		桜川第 1 ポンプ場の供用開始
昭和 52 年	12 月	双葉台浄化センターの供用開始
昭和 59 年		那珂川ポンプ場の供用開始
昭和 62 年		浜田ポンプ所の供用開始
平成元年	4月	那珂久慈浄化センターの供用開始
平成4年	3月	常澄村合併
		けやき台浄化センターが供用開始される
平成6年		那珂川ポンプ場(雨水ポンプ)の供用開始
		緑岡汚水中継ポンプ場の供用開始
		桜川第 2 ポンプ場の供用開始
平成7年	3月	水府青柳浄化センターの供用開始
	4月	大塚赤塚浄化センターの供用開始
平成8年	4月	常澄処理区の供用開始
平成9年	4月	内原浄化センターの供用開始
平成 13 年	3月	水戸市第1号公共下水道の一部を水戸市第3号公共下水道に編入する都市計画決定(那珂久慈流域下水道への参入の決定) 第1号公共下水道:水戸北処理区(3,510ha) 第2号公共下水道:水府青柳処理区(63ha) 第3号公共下水道:水戸南処理区、常澄処理区、十万原処理区(4,372ha)
平成 14 年	2月	平須汚水中継ポンプ場の供用開始
	3月	那珂川第1排水区の事業認可の取得(105ha)
平成 17 年	2月	内原町合併
		内原町公共下水道を水戸市第 4 号公共下水道(184ha)として都市計画決定
	3月	水戸市合流式下水道緊急改善計画の策定
平成 18 年	3月	桜川上流右岸第五排水区の事業認可の取得(77ha)
平成 19 年	6月	浜田汚水中継ポンプ場の供用開始
平成 21 年	4月	流域下水道水戸幹線供用開始
平成 25 年	7月	大塚・赤塚浄化センターの廃止
平成 26 年	3月	双葉台浄化センター、けやき台浄化センターの廃止
平成 26 年	4月	消化ガス発電の供用開始
平成 27 年	4月	公営企業法の一部適用(財務)
		包括委託の導入
平成 31 年	4月	公営企業法の全部適用 水道事業との組織統合による上下水道局の発足

※都市計画決定、事業認可の経緯に関しては、「公共下水道事業 2 公共下水道事業の計画」を参照のこと。

東日本大震災について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本市においても震度 6 弱の揺れを観測し、下水道施設においても多大なる被害が発生しました。

管路については、液状化現象によるマンホールの隆起や、マンホールが破損する等の被害が発生し、管きよのたわみ、亀裂及び逆勾配等が発生したために、管きよの内部に汚水が滞留したり、土砂が流入するなどの被害が発生しました。特に、地盤の弱い、駅南地区及び北見根本地区において被害が集中しました。

処理場やポンプ場については、建物や水処理施設が破損したり、場内道路に陥没や亀裂が生じる等の被害が発生しました。

下水道は市民の日常生活に必要なライフラインの役割を果たすことから、震災の発生後より直ちに応急復旧等の措置を施し、市民の生活への影響を最小限に留めるよう努め、平成 23 年度に管路内部にカメラを入れて破損箇所を把握したうえで、本復旧工事を行いました。平成 24 年度をもって、復旧工事は完了しました。

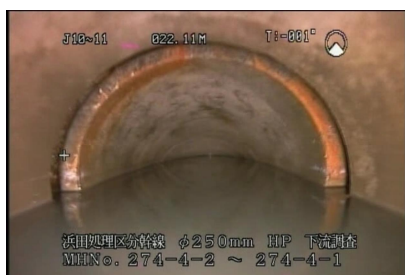
(被害の写真)



人孔隆起



歩道陥没



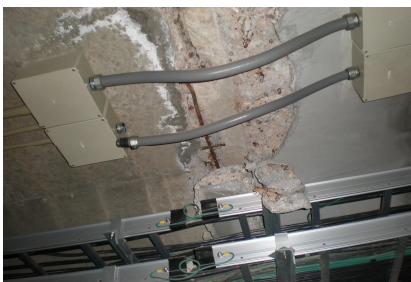
管路内部の滞水



水戸市浄化センター制御盤の転倒



水戸市浄化センターのダクトの破損



水戸市浄化センターのエキスパンの破損

合流式下水道改善事業

水戸市では、昭和 28 年度から下水道事業を進めており、上市地区など事業初期の整備区域については、汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式を採用して整備を行いました。令和 6 年度までに市全体では約 5,069ha の整備が完了し、このうち合流式下水道区域は約 687ha となっています。

合流式下水道は、汚水と雨水の対策を同時に進められたため、公衆衛生の向上や低地区の浸水防除のための早期整備に大きな役割を果たしましたが、一方で、雨天時において未処理の汚水の一部が雨水とともに公共用水域に排出されることから水質汚濁や悪臭の発生、公衆衛生上の影響等が懸念されています。

このため、平成 14 年度に合流式下水道の改善対策を緊急的かつ集中的に実施する「合流式下水道緊急改善事業」が国において創設され、平成 15 年 9 月の下水道法施行令改正により、合流式下水道についても、雨天時に下水を公共用水域に放流する吐口からの放流量を減少させること、雨水の影響が大きいときの放流水の水質を分流式下水道と同程度にすること等が規定されました。

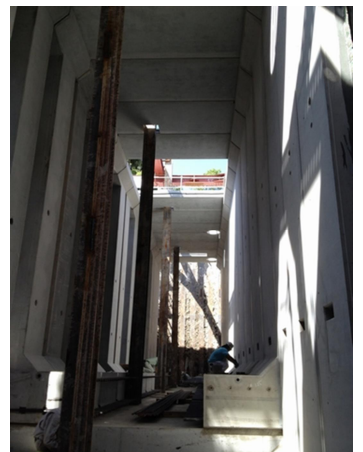
水戸市では平成 14 年度に、下水道施設の現状と計画、未処理放流状況、放流先水域の状況及び降雨情報の調査等を行いました。平成 15 年度には、合流式下水道の吐き口において水質調査を行い BOD や S S 等の汚濁物質が、雨天時にどれくらい放流されているか把握をすることができました。平成 16 年度には、「合流式下水道の汚濁負荷量を分流式下水道並みとすること」、「公衆衛生上の安全確保（未処理放流回数の半減）」、「きょう雑物の削減」を 5 年間の緊急改善目標とした「水戸市合流下水道緊急改善計画」を策定し、「きょう雑物の削減」対策として、各吐き室にスクリーン（ゴミ等の流出を防止する設備）の設置、貯留施設（汚濁濃度の高い放流水を流出させないように貯留する施設）として常磐第 1・第 2 貯留管と五軒滞水池を整備し、水戸市浄化センターでは、雨天簡易処理施設（放流水をろ過し汚れを取る施設）の高度処理化の工事を行い平成 25 年度までに完成しました。



スクリーン（新荘第 1 吐き室）



常磐第 1・第 2 貯留管
（施工中の内部）



五軒滞水池（施工中の内部）



高速ろ過施設
（水戸市浄化センター内）

マンホールカードについて

マンホールカードとは、下水道広報プラットフォーム（G K P）が地方自治体と共同で発行する、ご当地マンホールカード蓋をデザインした無料のカード型パンフレットです。

全国統一の基準により、名刺サイズのカードにマンホール蓋の写真、位置情報、デザインの由来などを記載しており、マンホール愛好家等に親しまれています。

マンホールカードは、平成 28 年 4 月に第 1 弾として全国 28 自治体で 30 種類が配布が開始されて以降、令和 8 年の第 28 弾登録までに 1,265 種類のカードが全国 770 自治体・4 団体で作成、配布されています。茨城県においても、27 自治体 41 種類が配布されています。（令和 8 年 6 月 2 日現在）

本市においても、下水道への興味や関心を高めるためにマンホールカードを作成しており、「みとちゃんマンホール」のマンホールカードを水戸観光案内所で、「ガンダムマンホール」のマンホールカードを水戸芸術館で配布しています。

【みとちゃんマンホール】



地方公営企業決算状況調査の推移

(単位:千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的収支	総収益	8,892,462	8,730,753	8,550,370	8,671,554	9,117,615	9,238,370
	営業収益	4,080,020	3,936,225	4,003,534	4,068,571	4,208,208	4,210,101
	うち料金収入	3,253,733	3,253,888	3,267,797	3,298,149	3,396,797	3,424,561
	営業外収益	4,812,442	4,794,513	4,546,803	4,538,494	4,909,075	5,027,916
	うち他会計繰入金	2,931,652	2,889,475	2,655,046	2,608,729	2,712,700	2,802,709
	うち長期前受金戻入	1,878,534	1,902,311	1,888,948	1,926,730	2,193,023	2,214,503
	特別利益	0	15	33	64,489	332	353
	総費用	8,586,769	8,528,846	8,309,380	8,397,902	8,867,549	8,955,426
	営業費用	7,079,220	7,148,024	7,055,061	7,268,033	7,862,238	8,050,031
	営業外費用	1,505,233	1,379,216	1,245,364	1,048,258	994,451	900,575
	特別損失	2,316	1,606	8,955	81,611	10,860	4,820
	純利益(純損失)	305,693	201,907	240,990	273,652	250,066	282,944
	資本的収入(純計)	5,837,351	5,431,187	5,525,753	4,736,356	5,722,239	5,150,795
資本的収支	うち企業債	2,993,400	2,810,000	2,633,600	2,285,700	2,655,100	2,452,400
	うち他会計繰入金	1,304,782	1,403,700	1,489,652	1,408,000	1,714,245	1,664,747
	資本的支出	9,959,659	9,486,424	9,616,796	8,904,938	9,727,023	9,183,196
	うち建設改良費	4,279,397	3,802,068	3,865,509	3,165,251	3,831,892	3,416,214
	うち企業債償還金	5,677,985	5,683,286	5,749,944	5,737,757	5,894,774	5,765,335
	収支差引	△ 4,122,308	△ 4,055,237	△ 4,091,043	△ 4,168,582	△ 4,004,784	△ 4,032,401
	補填財源	4,122,308	4,055,237	4,091,043	4,168,582	4,004,784	4,032,401
	うち当年度分損益勘定留保資金	3,086,816	3,045,886	3,171,040	3,440,875	3,397,055	3,319,813
	一般会計繰入金	5,060,000	4,973,000	4,878,000	4,783,000	5,225,000	5,239,000
	基準内	3,863,548	3,779,455	3,595,881	3,647,823	3,758,542	3,774,997
	うち分流式下水道経費	2,154,620	2,274,901	2,011,841	2,026,203	2,132,993	2,242,470
	基準外	1,196,452	1,193,545	1,282,119	1,135,177	1,466,458	1,464,003

維持管理費	汚水処理費	1,432,114	1,494,008	1,463,098	1,636,267	1,776,764	1,968,980
	雨水処理費	91,866	88,491	94,140	83,320	119,414	99,308
	水質規制費・水洗便所等普及費・不明水処理費・高度処理費	65,277	59,012	65,297	87,351	81,001	75,782
	その他	105,376	103,995	97,483	27,521	15,412	18,335
	計	1,694,633	1,745,506	1,720,018	1,834,459	1,992,591	2,162,405
資本費	汚水処理費	1,820,754	1,758,920	1,803,463	1,661,709	1,689,771	1,539,027
	うち企業債等利息	544,211	474,948	464,347	396,851	372,513	311,219
	うち減価償却費	1,259,421	1,272,231	1,326,039	1,261,021	1,299,162	1,227,759
	雨水処理費	736,580	591,694	639,529	682,947	679,024	672,627
	うち企業債等利息	152,541	138,918	125,066	111,202	99,835	91,279
	うち減価償却費	584,039	452,776	514,463	571,745	579,189	581,348
	分流式下水道等に要する経費・その他	2,453,952	2,528,809	2,248,467	2,210,446	2,302,281	2,362,045
	うち企業債等利息	705,789	662,972	560,789	515,518	507,659	480,259
	うち減価償却費	1,654,678	1,850,790	1,673,239	1,690,292	1,771,068	1,876,858
	長期前受金戻入分	1,878,534	1,902,311	1,888,948	1,926,730	2,193,022	2,214,502
	うち減価償却費	1,878,534	1,902,311	1,888,948	1,926,730	2,193,022	2,214,502
	計	6,889,820	6,781,734	6,580,407	6,481,832	6,864,098	6,788,201
	汚水処理費	3,252,868	3,252,928	3,266,561	3,297,976	3,466,535	3,508,007
総合計	雨水処理費	828,446	680,185	733,669	766,267	798,438	771,935
	その他	2,624,605	2,691,816	2,411,247	2,325,318	2,398,694	2,456,162
	長期前受金戻入分	1,878,534	1,902,311	1,888,948	1,926,730	2,193,022	2,214,502
	計	8,584,453	8,527,240	8,300,425	8,316,291	8,856,689	8,950,606

年間有収水量	(㎡)	20,075,466	20,420,537	20,439,806	20,512,538	21,124,574	21,397,015
使用料単価	(円／㎡)	162.1	159.3	159.9	160.8	160.8	160.0
汚水処理原価	(円／㎡)	162.0	159.3	159.8	160.8	164.1	163.9
経費回収率	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%	97.6%

※ 平成27年度より企業会計適用。
※ 平成26年度特例的収支を含む。
※ 平成29年度から、総務省の指導により、一般会計から下水道事業会計への拠出基準(繰出基準)の一つである「分流式下水道等に要する経費」の算出方法を見直したため、「汚水処理原価」及び「経費回収率」が大きく変動しました。

廃止となった処理施設の下水道法事業認可の経緯（フレックスプラン）

大塚・赤塚処理区（フレックスプラン） 平成 25 年 7 月廃止

区 分	承認日	事業期間	面積 (ha)	摘 要
当 初	H3. 12. 17	H3. 12. 17～H9. 3. 31	97	
第 1 回変更	H6. 10. 26	H3. 12. 17～H13. 3. 31	97	汚泥処理の変更
第 2 回変更	H7. 7. 31	H3. 12. 17～H13. 3. 31	97	汚泥処理の変更
第 3 回変更	H13. 3. 16	H3. 12. 17～H19. 3. 31	116	区域拡大、期間の 延伸
第 4 回変更	H19. 3. 20	H3. 12. 17～H26. 3. 31	116	期間の延伸

双葉台処理区（フレックスプラン） 平成 26 年 3 月廃止

区 分	承認日	事業期間	面積 (ha)	摘 要
当 初	H4. 3. 10	H4. 3. 10～H9. 3. 31	83	
第 1 回変更	H6. 10. 26	H4. 3. 10～H13. 3. 31	83	汚泥処理の変更
第 2 回変更	H7. 7. 31	H4. 3. 10～H13. 3. 31	83	汚泥処理の変更
第 3 回変更	H13. 3. 16	H4. 3. 10～H19. 3. 31	87	区域拡大、期間の 延伸
第 4 回変更	H19. 3. 20	H4. 3. 10～H26. 3. 31	87	期間の延伸

けやき台処理区（フレックスプラン） 平成 26 年 3 月廃止

区 分	承認日	事業期間	面積 (ha)	摘 要
当 初	H5. 10. 1	H5. 10. 1～H9. 3. 31	38	
第 1 回変更	H6. 10. 26	H5. 10. 1～H13. 3. 31	38	汚泥処理の変更
第 2 回変更	H7. 7. 31	H5. 10. 1～H13. 3. 31	38	汚泥処理の変更
第 3 回変更	H13. 3. 16	H5. 10. 1～H19. 3. 31	38	期間の延伸
第 4 回変更	H19. 3. 20	H5. 10. 1～H26. 3. 31	38	期間の延伸

※フレックスプランとは、終末処理場から遠く離れているが、生活環境の改善や団地開発等の社会的要因から、早急に下水道の整備を必要とされている場合に、柔軟かつ機動的に対応できる下水道の整備方式のこと。

